

審 第 3 5 号

答 申 第 5 4 5 号

令 和 2 年 4 月 2 日

千葉県教育委員会教育長

澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月28日付け〇〇第76号-1による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第920号

平成30年4月16日付けで審査請求人から提起された、平成30年3月23日付け
〇〇第223号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成30年3月23日付け〇〇第223号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成30年2月23日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇学校へ給食委託業者より提出された別紙に記載された書類
（H30. 1. 11前後）
事故報告書についてはH29年度分」

3 実施機関による決定

実施機関は、上記1に記載する行政文書開示請求のうち、〇〇〇〇学校（以下「本件学校」という。）の給食委託業者より提出された平成29年度分事故報告書についての請求（以下「本件請求」という。）に対し、条例第11条の規定により本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとして、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服とし、平成30年4月16日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件学校の給食委託業者より提出された平成29年度分事故報告書を審査請求人に

開示されたい。

2 審査請求の理由

本件決定においては、上記第3の1の事故報告書の存否を明らかにすること自体が、特定の法人が事故報告書を提出しているか否かを明らかにすることになり、条例第8条第3号により保護しようとする権利利益を侵害することを処分の理由としている。

しかし、審査請求人は平成29年度に本件学校のPTA会員であるところ、平成30年1月11日に本件学校で提供された給食に加熱処理不足の鶏肉が混入していた事故が発生した旨の通知を本件学校から受けている。その後、同年1月19日、1月23日及び2月7日にも本件学校から事故原因やてん末についての報告を受けており、特に2月7日付けの文書には給食委託業者名義の謝罪文書も添付されていた。なお、これら一連の通知・謝罪文書は、本件学校の保護者全員に配布されているものである。

また、これ以外にも、本件学校からは平成29年度には異物混入の事故も含めて十数件発生しているとの説明を口頭で受けている。

このように、平成29年度に本件学校の給食委託業者が複数回の事故を起こしていることは、審査請求人をはじめとする保護者や関係者にとって周知の事実である上、「〇〇〇〇学校給食調理等業務委託仕様書」の項目20において、事故が発生した場合には、所定の様式によって事故報告書を提出することが定められていることからすると、上記第3の1の事故報告書は当然に行政文書として存在するものと考えられる。

審査請求人が事故の事実を知らないか、あるいは事故の事実を知る者が極めて限定されているという場合であれば、事故報告書の存否を明らかにしないという選択肢も一般論としてあり得ることは理解する。しかし、前述のとおり今般の行政文書開示請求はこの場合には当たらないことから、請求対象となる行政文書が存在することを前提として、開示の相当性を判断すべきである。

もっとも、本件決定では、法人の権利利益保護の観点から事故報告書が開示情報に該当することを前提にしているが、そのこと自体、慎重に検討する必要があると考える。

〇〇〇〇学生という特に心身が発達する時期においては、日々の給食の品質をきちんと確保することが重要であり、その給食が提供される場面で頻回に事故が繰り返されるとすれば、それは憂慮すべき事態である。とりわけ、公立学校において安心かつ安全な給食を確保することは、地域住民の健康や生活に密接に関わり、場合によって

は深刻な影響を与える重要な政策課題と言える。

したがって、学校給食において事故が発生した際には、単にその原因や責任の所在を明らかにし、委託者側の適切な指導監督の下で十分な再発防止策を講じるというだけでなく、一連の経過が記録された行政文書について、保護者等の事故当事者に限らず、地域住民から開示の求めがあった場合には、きちんと公開することで、地域全体で給食を支える仕組みを整えるべきである。そして、そのためには事故報告書という一事をもって不開示情報とすることは妥当ではないと考える。

以上のことから、上記第3の1の趣旨のとおり請求するものである。

最後に、守口市（大阪府）では平成25年に「学校給食異物混入報告書」に対する開示請求に対して「全部公開」とする判断をしていることを申し添える。

3 反論書の要旨

- (1) 弁明書では、「当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」こと、本件請求の対象となり得る行政文書（以下「本件対象文書」という。）の存否に係る情報（以下「本件文書存否情報」という。）は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことを、本件請求を拒否すべき理由としている。

審査請求人としては、学校給食における事故情報を地域住民に公開すべき情報として位置付けることで、住民の存在が事故の抑止力の一つとして機能し、事故が頻回に発生するという事態の改善につながることを期待するものである。その意味において、本件請求に係る情報を開示することは、生徒の健康や生活上の安全を確保することと必ずしも無関係ではないと考える。また、学校給食という「制度」が、長い歴史を経て地域住民の生活に深く根差し、生徒の健康や成長に直接的に関わっていることからすると、委託業者やそれを監督する行政機関が地域住民に対して負う義務、その裏側にある地域住民の権利・利益についても、開示・不開示の判断において考慮されるべきであるとも考える。

以上のことから、本件請求に対する開示・不開示の判断は、委託業者の権利・利益と情報開示によって確保される住民の権利・利益のどちらを優先するべきかの判断とも言える。そうした観点から検討したときに、一連の事故の当事者である委託業者の保護されるべき権利・利益がどこまでなのか、今一度検討されるようお願いしたい。

なお、弁明書では、「事故報告書に記載された内容の全部又は一部を公表することがある」とも説明している。このことからすると、実施機関では、事故情報に接したときに、事故の具体的内容を個別に検証し、当該法人等の利益が真に正当なものとして保護すべきかどうかについても判断した上で、公表の要否を決定しているものと推測する。

事故情報を積極的に公表するか否かの判断と情報公開請求上の事故情報の開示・不開示の判断は、必ずしも同列に並べて論じるべきものではないのかもしれないが、住民の権利・利益という観点から行政機関が保有する情報の取扱いを判断するという点では共通するものと思われる。

そうであるならば、本件請求においても、事故情報の公表要否を判断する場合と同様に単に委託業者の権利・利益保護の観点からだけではなく、一連の事故の具体的内容を丁寧に検証した上で、開示・不開示について最終的な判断がなされることを希望する。

- (2) 最後に、本件請求の意図や目的は、情報の公開そのものではなく、学校給食において事故を防止するための仕組みがきちんと整えられることにある。もし、本件請求に対する本件決定が維持されるとしても、事故を防止するための方策や体制、更には委託者たる行政機関による委託業者の管理監督の在り方について不断の検討がなされ、そのプロセスや結果が保護者を含む住民にできる限り明らかにされることを願うものである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件対象文書の内容について

- (1) 本件対象文書は、本件学校における給食調理等業務委託の受託者から提出された平成29年度分の事故報告書である。上記受託者が本件学校の校長に提出する事故報告書は、両者の間で締結された業務委託契約書に基づき、当該委託業務に係る事故が発生した場合、直ちに本件学校の校長に提出するものである。

- (2) また、事故報告書は次に掲げる事項で構成されている。

年月日、件名、宛名、受託者の住所、氏名及び印影、本文、記、区分、業務名、発生日時、発生場所又は事故品（品名）、区分（人又は施設・設備及び事故食品で構成されている。）、事故の概要（経過及び原因）、措置、保健所への届け出、その他

の通知先、受託者の改善策並びに責任者の所見

2 本件決定の理由について

本件請求は、本件学校の名称を特定し、給食調理等業務委託の受託者から提出された平成29年度分の事故報告書の開示を請求しているものである。そして、事故報告書は、上記第4の1(2)に掲げる事項等で構成され、事故の内容に係る記載が、受託者の名称、事故が発生した〇〇〇〇学校の名称等とともに記録されているものである。

本件学校の名称は受託者を特定することができる情報であること、事故報告書は上記第4の1(1)が発生した場合に報告されることから、本件文書存否情報を答えることは事故が発生したという事実の有無を明らかにすることであること、仮に本件対象文書が存在する場合、当該者に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化すること等が予想されること、事故報告書は当該者の名称、事故が発生した〇〇〇〇学校の名称等とともに事故の内容に係る記載が記録されていること、事故報告書に記載された内容の全部又は一部を公表することがあるが、公表しないこともあること等から、開示することにより、当該者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

これらのことから、本件文書存否情報は、条例第8条第3号イに規定する法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

また、本件文書存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書に該当しない。

したがって、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、同号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否すべきものである。

3 弁明の内容について

審査請求人は、上記第3の2のとおり、事故報告書を不開示情報とすることは妥当ではない旨主張する。

しかし、上記第4の2のとおり、仮に本件対象文書が存在する場合、当該者に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化すること等が予想されること、事故報告書に

記載された内容の全部又は一部を公表することがあるが、公表しないこともあること等から、開示することにより、当該者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本件文書存否情報は、条例第8条第3号イに該当し、同号ただし書に該当しない。これらのことから、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、同号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否すべきものである。したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求に係る行政文書は、千葉県（以下「県」という。）と〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間で締結した〇〇〇〇学校給食調理等業務委託契約（以下「本件契約」という。）の業務内容を定めた仕様書の項目20の規定により、本件法人が異物混入等の事故の発生後直ちに本件学校へ提出することとされている事故報告書の平成29年度分（以下「本件報告書」という。）である。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求が特定の学校を挙げてなされていることから、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、本件学校に給食を提供している特定の法人が事故報告書を提出しているか否かを明らかにすることになり、条例第8条第3号により保護しようとする権利利益を侵害するため、条例第11条に該当し、当該文書の存否を答えることはできないとして本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消して、本件請求に係る行政文書の開示を求めると主張しているため、本件決定の妥当性について、以下検討する。

3 本件決定の妥当性について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定し

ている。

審査請求人は、本件請求で、本件報告書の開示を求めているところ、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、本件法人が本件報告書を提出したか否か、ひいては、本件法人が平成29年度に本件学校の給食調理等業務（以下「本件業務」という。）において異物混入等の事故を発生させたか否かという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

ところで、条例第8条第3号イは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって」、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

そこで、本件存否情報の条例第8条第3号イ該当性について、以下検討する。

(1) 条例第8条第3号イの規定による不開示情報について

条例第8条柱書は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に同条各号に規定される不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨を定めるとともに、条例第3条は、実施機関は、条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨を定めている。

以上の規定の趣旨に照らすと、条例第8条第3号イの規定による、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、当該情報が開示されることによって、当該法人等又は当該個人の法的保護に値する一切の権利、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用、社会的評価等の事業運営上の地位等その正当な利益（以下「権利利益」という。）を客観的に見て害するおそれがあるものを言うのが相当である。

そして、客観的に見て害するおそれがあると言うためには、そのおそれは、単なる確率的な可能性があるというだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性があることを要すると解すべきである。

また、その判断に際しては、当該法人等又は当該個人の性格、県との関係、権利利

益の内容、性質等を踏まえて、当該情報が開示される必要性和権利利益の保護の必要性和を適切に比較衡量すべきものであると解される。

(2) 本件存否情報について

本件存否情報を明らかにすることは、本件法人が平成29年度に本件業務において異物混入等の事故を発生させたか否かという事実の有無を明らかにすることになるため、本件存否情報は、本件法人の信用及び社会的評価を低下させ、その事業活動に不利益が生じる可能性がある。

一方で、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条は、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」と規定し、また、法第5条は、「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。」と規定している。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件業務の受託者は一般競争入札により選定されており、本件契約に基づいて実施機関から本件法人へ委託料が支払われていることが認められた。

そうすると、本件業務は、法により県の努力義務として定められた業務であって、県は当該業務を実施機関の公金の支出により本件法人に実施させていると認められ、さらに、本件法人は、本件契約に基づき、県に代わって安全・安心な給食を継続して提供する義務を負っているものと解されるため、本件存否情報は公共性があるものと認められる。

そして、本件業務において異物混入等の事故が発生した場合は、本件学校という公の施設における将来の事故、生徒の健康被害等を防止し、食の安全・安心を確保するとともに、公金の支出による本件業務の委託の効果に説明責任を果たすという観点から、事故の原因及び事故への対応を検証する必要があるため、本件存否情報は、広く県民等の正当な関心の対象となるべき情報であって、公開の要請が高いものと認められる。

以上のことから、本件存否情報の公共性に鑑みると、本件存否情報を明らかにすることにより、本件法人の信用及び社会的評価を低下させ、その事業活動に不利益が生じたとしても、受忍すべきものと言うべきであるため、本件存否情報が本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することについて、法的保護に

値する蓋然性があるものとは認められない。

したがって、本件存否情報は、条例第8条第3号イに該当せず、本件決定は違法であるから、実施機関は、これを取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

4 結論

よって、実施機関は、上記第5の3(2)のとおり、本件決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成30年 5月29日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成30年 6月19日	審査請求人の反論書の写しの受理
令和 2年 1月27日	審議
令和 2年 2月17日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)